

鈴鹿市都市公園条例施行規則 (昭和43年12月26日規則第31号)

最終改正:令和3年3月23日規則第6号

改正内容:令和3年3月23日規則第6号 [令和3年4月1日]

○鈴鹿市都市公園条例施行規則

昭和43年12月26日規則第31号

改正

昭和57年6月30日規則第13号  
平成6年4月26日規則第22号  
平成16年12月28日規則第74号  
平成19年9月28日規則第71号  
平成23年3月31日規則第24号  
平成29年3月31日規則第41号  
令和3年3月23日規則第6号

鈴鹿市都市公園条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、鈴鹿市都市公園条例(昭和43年鈴鹿市条例第35号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。  
(行為の許可の申請等)

**第2条** 条例第4条第2項の申請書は、公園内行為許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第4条第3項の申請書は、許可事項変更許可申請書(第2号様式)によるものとする。

3 市長は、条例第4条第1項又は第3項の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、都市公園許可証(第3号様式)を交付するものとする。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請等)

**第3条** 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項前段の申請書は、公園施設(設置、管理)許可申請書(第4号様式)によるものとする。

2 法第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときの申請書は、許可事項変更許可申請書(第2号様式)とする。

3 前条第3項の規定は、法第5条第1項の許可について準用する。

(都市公園の占用の許可の申請等)

**第4条** 法第6条第2項の申請書は、公園占用許可申請書(第5号様式)によるものとする。

2 法第6条第3項本文の申請書は、許可事項変更許可申請書(第2号様式)とする。

3 第2条第3項の規定は、法第6条第1項又は第3項本文の許可について準用する。

(保管した工作物等の一覧等)

**第5条** 条例第13条の2第3項の保管した工作物等の一覧は、保管工作物等一覧簿(第6号様式)によるものとする。

2 条例第13条の2第3項の規則で定める場所は、都市整備部市街地整備課とする。

(保管した工作物等の売却の手続)

**第6条** 条例第13条の3第2項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付すことが適当でないと思われる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(保管した工作物等の返還の手続)

**第7条** 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(第7号様式)と引換えに返還するものとする。

(届出)

**第8条** 条例第15条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、同条各号に掲げる行為をした日から7日以内に工事完了等届出書(第8号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和57年6月30日規則第13号)

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

**附 則** (平成6年4月26日規則第22号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の鈴鹿市都市公園条例施行規則により調製した様式で現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

**附 則** (平成16年12月28日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年9月28日規則第71号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日規則第41号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月23日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の各規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

（宛先）

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

公園内行為許可申請書

鈴鹿市都市公園条例第4条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて、公園内における行為の許可を申請します。

行為を行う公園名	
行為の目的	
行為の期間	
行為を行う場所又は公園施設	
行為の内容	
行為の範囲	(平方メートル)
その他	

備考 法人等にあつては、申請者を主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名とすること。

年 月 日

（宛先）

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

許可事項変更許可申請書

の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園内（ ）許可事項  
の変更許可を申請します。

既に受けた許可の年 月日及び番号	
変更する事項	
変更の理由	
その他	

備考 法人等にあつては、申請者を主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の  
氏名とすること。

第3号様式 (第2条関係)

第 号	
都市公園許可証	
住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
様	
目的	
期間	
場所	
管理方法又は内容	
条件	
その他	
上記のとおり を許可する。	
年 月 日	
印	

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

公園施設（設置，管理）許可申請書

都市公園法第5条第1項の規定により，次のとおり関係図書を添えて公園施設の（設置，管理）の許可を申請します。

設置又は管理の目的	
設置又は管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
設置又は管理する公園名及び場所	(別紙図面のとおりに)
公園施設の種類及び構造	
公園施設の管理の方法	
工事実施の方法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
工事施行者の住所，氏名及び電話番号	
都市公園の復旧方法	
その他	

備考 法人等にあつては，申請者を主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名とすること。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

公園占用許可申請書

都市公園法第6条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園占用の許可を申請します。

占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	公園名：  (別紙図面のとおりに)
工作物その他の物件又は施設の別及びその構造	別添図添付
工作物その他の物件又は施設の管理方法	
工作物その他の物件又は施設の設置工事の計画	直営、請負（請負者の住所氏名） 委託（委託者の住所氏名）
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
都市公園の復旧方法	
その他	

備考 法人等にあつては、申請者を主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名とすること。



年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

返還を受けた者 住所

氏名

電話番号

受領書

次のとおり工作物等（都市公園法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数量	
返還を受けた金額等		

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

工事完了等届出書

鈴鹿市都市公園条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の内容	ア. 公園施設の設置 イ. 公園の占用 ウ. 公園施設の廃止 エ. 占用の廃止 オ. 公園の原状回復 カ. その他（ ）	
公園の名称		
公園許可書等番号		
許可等年月日		
施設名又は占用に係る物件 若しくは施設名		
行為を着手し、又は完了 し、若しくは廃止した時期	着手した時期	平成 年 月 日
	完了した時期	平成 年 月 日
	廃止した時期	平成 年 月 日
廃止した理由		

備考

- 1 法人等にあつては、申請者を主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名とすること。
  - 2 届出に係る写真（施工前、施工後）を添付すること。
-